

# 処 分 基 準

令和4年4月1日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第23条
処 分 の 概 要 : 古物商等に対する指示
原権者 (委任先) : 青森県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先 : 青森県警察本部生活保安課 (TEL 017-723-4211)
備 考 :